

令和8年6月4日
厚木市報道資料

期限超過で延滞金 公共下水道事業で電気料金の納付漏れ

厚木市公共下水道事業会計で、5月23日までに納付すべきだった電気料金の一部が納付されていなかったことが判明しました。

1 概要・経緯

同事業会計を所管する河川下水道施設課で2日、5月分の電気料金請求書を受領して会計処理を進めていたところ、4月分の電気料金に未払いがあることが判明しました。同課では請求書の存在を把握しておらず、東京電力エナジーパートナーに再発行を依頼。その際、未納付期間に応じた延滞金が発生していることが分かりました。

同事業会計では、マンホールポンプなどの運用に伴って電気料金が発生。東京電力エナジーパートナーから毎月の請求を受け、料金を支払っています。

(1) 納付すべき額	20万9千540円
(2) 6月2日時点の延滞金の見込み	1千100円

2 原因

請求書の管理体制に不備があったため。

3 事後対応

事実を確認した同日付で、請求者に請求書の再発行を依頼。請求書が到着し次第、支払い手続きを速やかに行います。

4 再発防止策

チェックシートを作成し、複数の職員で請求時期や請求書の確認を徹底します。

本資料の問い合わせ先

都市インフラ整備部 河川下水道施設課
課長 鵜澤 達也 電話 046-225-2376